

個人市県民税の特別徴収

千葉県と県内市町村では、平成28年度から法令順守や納税者の利便性向上、滞納発生抑制のため、個人市県民税の特別徴収による納入を徹底します。

給与支払者の皆さんは、従業員への周知や特別徴収の手続きを忘れずに行いましょう。

従業員など
(納税義務者)

特別徴収税額通知

③ 5月31日まで

毎月の給与から特別徴収

④ 6月から翌年5月まで

(特別徴収義務者)
事業主

給与支払報告書の提出

① 1月31日まで

特別徴収税額通知

② 5月31日まで

市県民税の納入

⑤ 翌月10日まで

市町村

特別徴収とは

給与支払者が従業員(役員、パート、アルバイトなどを含む)に支払う毎月の給与から個人市県民税を天引きし、従業員の居住する市町村に納入する制度です。

特別徴収の例外

従業員数が2人以下の事業所や、従業員が次に該当する場合には「普通徴収切替理由書」を提出することにより、特別徴収によらないこと(普通徴収)が認められる場合があります。

- ほかから支給されている給与から特別徴収されている人
- 毎月の給与が少なく特別徴収しきれない人

納期の特例

- 給与が毎月支払われていない人
- 専従者給与を支給されている人
- 退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者

給与の支払いをする従業員が常時10人未満の事業者に限り、従業員が居住している市町村に申請し承認を受けた場合に、年12回の納期を12月と翌年6月の2回に分けて市県民税を納入できる制度があります。

問い合わせ先

● 特別徴収制度の概要

県総務部税務課

☎ 043・223・3098

県総務部市町村課

☎ 043・223・2133

● 特別徴収制度の手続き

市税務課課税班

☎ 62・5321



みんなで考える 未来の公共施設

第11回

多様な公共施設と今後の対応方法

本連載は、これまで10回にわたり公共施設の現状や将来の予測などを紹介してきました。皆さんはこれまで紹介した内容についてどのように感じましたか。最終回となる今回は、この連載のまとめやこれからの予定などを説明していきます。

これからの公共施設の修繕や建て替えといった整備では、しっかりと将来を見据え施設の質の確保や適正な規模、数、配置などに配慮しながら進めていく必要があります。

現在保有している施設の質は良好なのか、量は適正なのか、今一度思い浮かべてください。将来、現在の公共施設を同じだけ保有していくことは、非常に困難であると予測されています。そのような中でも必要性の高い公共施設は、きちんと次世代に引き継いでいかなければな

りません。

また公共施設は建物だけではありません。道路や橋、上水道などのインフラ施設も、重要なものなのではないでしょうか。これらインフラ施設も年を経るごとに老朽化していきます。これから迎える厳しい財政状況下では、今までと同様の工事費用を確保することができなくなります。

どうすればこれら公共施設を問題なく引き継ぐことができるのか。今後は行政と市民がこれから迎える将来の姿に、真剣に向き合って活発に議論していく必要があります。

市では、これからの公共施設整備の目指すべき方向性を示す「公共施設等総合管理計画」の策定作業を進めています。この計画の策定に当たっては、しっかりと将来への道筋を立てていきたいと考えています。

市が実施している「まちづくり出前講座」を活用するなどして、未来の公共施設について一緒に考えてみませんか。そして皆さんの意見を届けてください。

国土行政改革推進課行政改革推進班(☎62-5345)